

【 公的研究費の管理・監査について 】

大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部は、『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)について』(平成26年2月18日付改正)の趣旨に基づき、『大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部における公的研究費の管理・監査の実施方針』を定め、『大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部における研究活動に係る行動規範』及び『大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部における公的研究費の不正防止計画』を制定しております。

さらに、本学内外から公的研究費の不正使用または不正行為に係る通報の窓口については、法人本部事務局総務課長としておりますことをお知らせします。

公的研究費の運営・管理の責任体系

最高管理責任者	学 長	<p>大学全体を統括し公的研究費の不正使用あるいは不正行為の誘因の除去に努め、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。</p> <p>不正使用防止計画の策定、着実な実施に努め、不正使用防止計画の進捗管理を行う。</p> <p>内部監査部門を統括し、不正使用を抑止するための体制整備を図るように努める。</p> <p>最高管理責任者は、上述の職責を遂行するため、統括管理責任者等に指示し、あるいは改善命令を与える。</p>
統括管理責任者	国際関係研究所長	<p>最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。</p> <p>不正使用防止計画の実行について、最高管理責任者の命令に従い、具体的な対策を策定、実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。</p>
コンプライアンス推進責任者	学部長及び短期大学部長	<p>本学内の各学部及び短期大学部における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。</p> <p>統括管理責任者の指示のもと、不正使用防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。</p> <p>不正防止を図るため、部局等内の公的研究費等の運営・管理にかかわる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。</p> <p>自己の管理監督または指導する部署等において、構成員が、適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。</p>

研究倫理教育 責任者	学部長及び短期大学部長	<p>本学内の各学部及び短大部における研究倫理教育の実施について実質的な責任と権限を持つ。</p> <p>統括管理責任者の指示のもと、研究倫理教育を実施し、研究者倫理の向上および学生の研究者倫理に関する規範意識の醸成を図る。</p>
コンプライアンス推進副責任者	学科主任	<p>本学内の各学部及び短大部における公的研究費の運営・管理について管理監督する権限を持つ。</p> <p>コンプライアンス推進責任者の指示のもと、管理監督状況をコンプライアンス推進責任者に報告する。</p>

通報窓口について

公的研究費の不正使用または不正行為の通報を受け付ける窓口を設置しています。

学校法人大阪国際学園 法人本部事務局総務課長

〒570-8555 大阪府守口市藤田町6丁目21番57号

TEL.06-6902-0787 FAX.06-6901-3716

相談窓口の設置について

公的研究費の使用ルールに関する相談を受け付ける窓口を設置しています。

大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部 事務局庶務課

(枚方キャンパス) 〒573-0192 大阪府枚方市杉3丁目50番1号

TEL.072-858-1616 FAX.072-858-0897

(守口キャンパス) 〒570-8555 大阪府守口市藤田町6丁目21番57号

TEL.06-6902-0791 FAX.06-6902-8894